

秋田県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領 新旧対照表

新	旧
秋田県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領 制定 令和5年3月10日 農林―3342 一部改正 令和7年4月1日 水田―249 <u>一部改正 令和7年8月1日 水田―913</u>	秋田県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領 制定 令和5年3月10日 農林―3342 一部改正 令和7年4月1日 水田―249
略	略
第1～第2 略	第1～第2 略
第3 実施計画の認定 (1)～(2) 略 (3) (1)の審査により実施計画を認定した場合には、知事は、別記様式第8号又は9号により、申請者に対しその旨を通知するとともに、<u>実施計画の認定結果を当該計画に係る関係市町村長へ、認定された実施計画の写しを添えて別紙様式10号または11号により通知するものとする。なお、「関係市町村長」とは、当該計画の実施区域をその区域に含む市町村の長を指す。</u> なお、認定しなかった場合には、知事は、別記様式第12号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対しその旨を通知するものとする。	第3 実施計画の認定 (1)～(2) 略 (3) (1)の審査により実施計画を認定した場合には、知事は、別記様式第8号又は9号により、申請者に対しその旨を通知する<u>ものとする。</u> なお、認定しなかった場合には、知事は、別記様式第10号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対しその旨を通知するものとする。
第4 実施計画の変更 (1) 法第20条第1項及び法第22条第1項の規定により実施計画の変更の認定を受けようとする農林漁業者は、別記様式第13号による申請書を知事に提出するものとし、あわせて省令第9条第2項第1号又は令第14条第2項第1号の規定により、変更前の実施計画等の実施状況を別記様式第14号により報告するものとする。 (2) 略 (3) 法第20条第2項又は法第22条第2項の規定により実施計画の軽微な変更をした農林漁業者は、別記様式第15号による届出書を知事に提出するものとする。	第4 実施計画の変更 (1) 法第20条第1項及び法第22条第1項の規定により実施計画の変更の認定を受けようとする農林漁業者は、別記様式第11号による申請書を知事に提出するものとし、あわせて省令第9条第2項第1号又は令第14条第2項第1号の規定により、変更前の実施計画等の実施状況を別記様式第12号により報告するものとする。 (2) 略 (3) 法第20条第2項又は法第22条第2項の規定により実施計画の軽微な変更をした農林漁業者は、別記様式第13号による届出書を知事に提出するものとする。

新	旧
第5 認定計画の認定の取消し (1) 知事は、実施計画の認定を受けた農林漁業者が当該認定に係る実施計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときは、法第20条第3項又は法第22条第3項の規定によりその認定を取り消すことができる。 (2) 知事は、(1)の規定により認定を取り消したときは、別記様式第<u>16号</u>により、当該農林漁業者に対しその旨を通知する<u>とともに、その結果を当該計画に係る関係市町村長へ、認定取消通知書の写しを添えて別紙様式17号により通知するものとする。</u> 第6 実施状況の報告 (1) 知事は、必要があると認める場合には、法第46条第1項の規定により認定農林漁業者に対し認定計画の実施状況について報告を求めることができる。 (2) (1)の報告を求められた農林漁業者は、別記様式第<u>18号</u>による報告書を知事に提出するものとする。 第7 農林水産部長への報告 <u>地域振興局長</u>又は水産漁港課長は、第3(3)の規定による実施計画の認定若しくは不認定(第4(3)において準用する場合を含む。)、第5(1)の規定による実施計画の認定の取消し又は第6(2)の規定による報告の受理をした場合には、遅滞なく、別記様式第<u>19号</u>による報告書を農林水産部長に提出するものとする。 <u>第8 補則</u> <u>この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。</u>	第5 認定計画の認定の取消し (1) 知事は、実施計画の認定を受けた農林漁業者が当該認定に係る実施計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときは、法第20条第3項又は法第22条第3項の規定によりその認定を取り消すことができる。 (2) 知事は、(1)の規定により認定を取り消したときは、別記様式第<u>14号</u>により、当該農林漁業者に対しその旨を通知する<u>ものとする。</u> 第6 実施状況の報告 (1) 知事は、必要があると認める場合には、法第46条第1項の規定により認定農林漁業者に対し認定計画の実施状況について報告を求めることができる。 (2) (1)の報告を求められた農林漁業者は、別記様式第<u>15号</u>による報告書を知事に提出するものとする。 第7 農林水産部長への報告 <u>地域振興局農林部長</u>又は水産漁港課長は、第3(3)の規定による実施計画の認定若しくは不認定(第4(3)において準用する場合を含む。)、第5(1)の規定による実施計画の認定の取消し又は第6(2)の規定による報告の受理をした場合には、遅滞なく、別記様式第<u>16号</u>による報告書を農林水産部長に提出するものとする。 <u>(新設)</u>

新	旧
別記様式第1号1～6 略 別記様式第1号（添付書類） 関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。 ☐ 関連措置実施者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類 ※個人情報の取扱いに同意する場合 ☐ 別記様式第20号（（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて） 別記様式第1号 別表1～別表6－3 略 別記様式第2号1～6 略 別記様式第2号（添付書類） 申請者、関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。 ☐ 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類） ☐ 関連措置実施者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面 ☐ 関連措置実施者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 ☐ 関連措置実施者が最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）	別記様式第1号1～6 略 別記様式第1号（添付書類） 関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。 ☐ 関連措置実施者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類 ※個人情報の取扱いに同意する場合 ☐ 別記様式第17号（（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて） 別記様式第1号 別表1～別表6－3 略 別記様式第2号1～6 略 別記様式第2号（添付書類） 申請者、関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。 ☐ 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類） ☐ 関連措置実施者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面 ☐ 関連措置実施者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 ☐ 関連措置実施者が最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

新	旧
※個人情報の取扱いに同意する場合 ☐ 別記様式第20号（（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて） 別記様式第2号 別表1～別表7－2 略 別記様式第3号1～6 略 別記様式第3号（添付書類） 申請者、関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。 ☐ 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類） ☐ 関連措置実施者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面 ☐ 関連措置実施者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 ☐ 関連措置実施者が最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類） ※個人情報の取扱いに同意する場合 ☐ 別記様式第20号（（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて）	※個人情報の取扱いに同意する場合 ☐ 別記様式第17号（（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて） 別記様式第2号 別表1～別表7－2 略 別記様式第3号1～6 略 別記様式第3号（添付書類） 申請者、関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。 ☐ 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類） ☐ 関連措置実施者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面 ☐ 関連措置実施者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 ☐ 関連措置実施者が最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類） ※個人情報の取扱いに同意する場合 ☐ 別記様式第17号（（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて）

新	旧						
別記様式 4 ～ 6 略 別記様式 4、5、6 号（別紙） 略 別記様式 7 ～ 9 略 別記様式第 10 号（第 3（3）関係） 番 号 年 月 日 様 秋田県知事 環境負荷低減事業活動実施計画（の変更）に係る認定について 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり標記計画を認定したので、通知します。 <table><tr><td>氏 名</td><td>認定年月日</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> （備考） 1 実施計画の写しを添付する。 2 実施計画の変更については、「法律第 19 条第 1 項」を「第 20 条第 1 項」とする。 3 実施計画の変更については、（ ）内を記載する。	氏 名	認定年月日					別記様式 4 ～ 6 略 別記様式 4、5、6 号（別紙） 略 別記様式 7 ～ 9 略 （新設）
氏 名	認定年月日						

新

旧

別記様式第 11 号（第 3（3）関係）

番 号
年 月 日

様

秋田県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画（の変更）に係る認定について

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり標記計画を認定したので、通知します。

氏 名	認定年月日

（備考）

- 1 実施計画の写しを添付する。
- 2 実施計画の変更については、「法律第 21 条第 1 項」を「第 22 条第 1 項」とする。
- 3 実施計画の変更については、（ ）内を記載する。

（新設）

新

別記様式第 12 号（第 3（3）関係）

番 号
年 月 日

様

秋田県知事

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に係る不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった（特定）環境負荷低減事業活動実施計画については、認定をしないものとします。

認定をしない理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社团若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

旧

別記様式第 10 号（第 3（3）関係）

番 号
年 月 日

（宛先）秋田県知事

都道府県知事

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に係る不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった（特定）環境負荷低減事業活動実施計画については、認定をしないものとします。

認定をしない理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社团若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

新

別記様式第 13 号（第 4（1）関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

（宛先）秋田県知事

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したいので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第〇条第〇項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更理由

3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 1 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 1 項」と記載するものとする。
- 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 変更後の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画のほか、変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況を記載した書面（別記様式第 21 号）を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

旧

別記様式第 11 号（第 4（1）関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

（宛先）秋田県知事

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したいので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第〇条第〇項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更理由

3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 1 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 1 項」と記載するものとする。
- 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 変更後の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画のほか、変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況を記載した書面（別記様式第 21 号）を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

新

別記様式第 14 号（第 4（2）関係）

変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

（宛先）秋田県知事

申請者（代表者）
住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、 年度の変更前の実施状況を報告します。

1 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式） （内容）	資材の使用量等 （現状） （目標）	実施状況（A～C）
	（特定）環境負荷低減事業活動 の取組面積等	（現状） （目標）	

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。

評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた

C：ほとんど実施していない（Cの場合は理由と今後の取組を記載すること。）

2 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況

旧

別記様式第 12 号（第 4（2）関係）

変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

（宛先）秋田県知事

申請者（代表者）
住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、 年度の変更前の実施状況を報告します。

1 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式） （内容）	資材の使用量等 （現状） （目標）	実施状況（A～C）
	（特定）環境負荷低減事業活動 の取組面積等	（現状） （目標）	

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。

評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた

C：ほとんど実施していない（Cの場合は理由と今後の取組を記載すること。）

2 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況

新

別記様式第 15 号（第 4（3）関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

（宛先）秋田県知事

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第〇条第〇項の規定に基づき、届け出ます。

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

（備考）

- 1 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 2 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 2 項」と記載するものとする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

旧

別記様式第 13 号（第 4（3）関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

（宛先）秋田県知事

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第〇条第〇項の規定に基づき、届け出ます。

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

（備考）

- 1 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 2 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 2 項」と記載するものとする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

新

別記様式第 16 号（第 5（2）関係）

番 号
年 月 日

様

秋田県知事

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第○条第○項の規定に基づき、 年 月 日付け第 号により認定した（特定）環境負荷低減事業活動実施計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

認定を取り消す理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（備考）

通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 3 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 3 項」と記載するものとする。

旧

別記様式第 14 号（第 5（2）関係）

番 号
年 月 日

様

秋田県知事

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第○条第○項の規定に基づき、 年 月 日付け第 号により認定した（特定）環境負荷低減事業活動実施計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

認定を取り消す理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（備考）

通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 3 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 3 項」と記載するものとする。

新	旧					
別記様式第17号（第3（3）関係） 番 号 年 月 日 様 秋田県知事 （特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消について 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第〇〇条第〇項の規定に基づき認定された標記計画について、別添の認定取消通知書に記載の理由により認定を取り消しましたので、通知します。 <table><thead><tr><th>氏名</th><th>認定取消年月日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> （備考） 1 認定取消通知書の写しを添付する。 (新設)	氏名	認定取消年月日				
氏名	認定取消年月日					

新

別記様式第 18 号（第 6（2）関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

（宛先）秋田県知事

申請者（代表者）
住 所
氏 名

年 月 日付け〇〇第〇号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり 年度の実施状況を報告します。

1 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式） （内容）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
		（実績）	
		（目標）	
	（特定）環境負荷低減事業活動 の取組面積等	（実績） （目標）	

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施状況」には、評価に応じて、A から C のいずれかを記載すること。

評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた
C：ほとんど実施していない（C の場合は理由と今後の取組を記載すること。）

3 申請者が農林漁業者の組織する団体の場合は、別紙の申請者一覧表によること。

2 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

4 申請者が農林漁業者の組織する団体の場合は、別紙の申請者一覧表によること。

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況

別記様式 18 号（別紙）別紙 2 のとおり

旧

別記様式第 15 号（第 6（2）関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

（宛先）秋田県知事

申請者（代表者）
住 所
氏 名

年 月 日付け〇〇第〇号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり 年度の実施状況を報告します。

1 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式） （内容）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
		（実績）	
		（目標）	
	（特定）環境負荷低減事業活動 の取組面積等	（実績） （目標）	

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施状況」には、評価に応じて、A から C のいずれかを記載すること。

評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた

C：ほとんど実施していない（C の場合は理由と今後の取組を記載すること。）

3 申請者が農林漁業者の組織する団体の場合は、別紙の申請者一覧表によること。

2 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

4 申請者が農林漁業者の組織する団体の場合は、別紙の申請者一覧表によること。

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況

別記様式 15 号（別紙）別紙 1 のとおり

新

別記様式第19号（第7関係）

番 号
年 月 日

（宛先）農林水産部長

地域振興局長 又は 水産漁港課長

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定等について（報告）

年 月 日付けで、次の者に対し、（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定（不認定・認定の取消し・実施状況の受理）をしたので、報告します。

- 1 住 所
- 2 氏 名

（備考）

- 1 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に記載された全ての申請者を記載すること。
- 2 別添として認定通知書、不認定通知書若しくは認定取消通知書又は実施状況報告書の写しを添付すること。

旧

別記様式第16号（第7関係）

番 号
年 月 日

（宛先）農林水産部長

地域振興局長 又は 水産漁港課長

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定等について（報告）

年 月 日付けで、次の者に対し、（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定（不認定・認定の取消し・実施状況の受理）をしたので、報告します。

- 1 住 所
- 2 氏 名

（備考）

- 1 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に記載された全ての申請者を記載すること。
- 2 別添として認定通知書、不認定通知書若しくは認定取消通知書又は実施状況報告書の写しを添付すること。

新

別記様式第 **20** 号

(特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

秋田県は、環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、秋田県は、認定業務のほか、環境負荷低減に取り組む農業者への支援や環境負荷低減事業活動の推進に関する政策の企画・立案に活用するため、必要な範囲において関係機関へ提供することがあります。

このほか、環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況等の内容についても、国への報告等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供することがあります。

提供する情報の内容	①環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の内容、②環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、日本政策金融公庫 等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

氏名（名称・代表者）

旧

別記様式第 **17** 号

(特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

秋田県は、環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、秋田県は、認定業務のほか、環境負荷低減に取り組む農業者への支援や環境負荷低減事業活動の推進に関する政策の企画・立案に活用するため、必要な範囲において関係機関へ提供することがあります。

このほか、環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況等の内容についても、国への報告等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供することがあります。

提供する情報の内容	①環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の内容、②環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、日本政策金融公庫 等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

氏名（名称・代表者）

別記様式15号別紙
(団体名)申請者一覧[illegible]

別記様式18号別紙
(団体名)申請者一覧[illegible]